

アーチェリー開放をご利用の皆さまへ

いつもアーチェリー開放をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、アーチェリー開放における事故防止、皆さまにより安全に楽しくご利用いただくために、平成 28 年 5 月 1 日より「認定証制度」を導入いたします。

皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

認定証制度について

町田市立総合体育館（以下、当施設）のアーチェリー開放を利用するにあたり、事故防止のため、ご利用時に認定証をご提示していただく必要があります。あらかじめ決められた日時の講習会や教室に参加することで認定を受けることができます。

認定証取得方法

指定された日時に当施設で認定を受けてください。認定証を受付で発行いたします。日程については別紙をご確認ください。

未経験者・・・初心者アーチェリー教室（年 2 回） またはアーチェリー講習会（月 2 回）を受講する必要があります。

小中学生は、小中学生アーチェリー教室を受講してください。

経験者（イベント等を除く）

・・・アーチェリー講習会と同日時で認定が受けられます。

ただし、各アーチェリー協会（連盟）に所属されている会員の方は教室・講習会の受講を免除させていただきますので、会員証と本人確認書類をご提示のうえ、発行申請の手続きを行なうことができます。

小中学生も同様に認定を受ける必要があります。

利用方法

アーチェリー開放ご利用前に 1 階総合受付に認定証を提示し、「利用証」を着用してご利用いただきます。

小中学生は、認定証の提示に加えて責任者（成人）の同伴が必要です。

当施設のアーチェリー開放では、指導者や管理者を配置しておりません。安全に十分配慮し自己の責任において施設をご利用くださいますようお願いいたします。他のご利用者の迷惑になるような行為、危険と思われる行為が見受けられた場合は利用をお断りさせていただく場合がございます。

皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。